

損害賠償の額の決定について

1. 事故の概要と経過

患者は、平成21年に半田病院で両側変形性膝関節症の診断を受け、経過観察、他院でのリハビリテーションを続けてきた。平成29年8月に手術治療を目的に半田病院を受診し、同年10月に右脛骨骨切り術を行った。

右膝は順調に回復し、平成30年4月2日に左膝の治療である左脛骨骨切り術を行った。手術中、血管と神経をレトラクターと呼ばれる板で保護しながら骨切りを行うが、このレトラクターの設置が適切でなかったことによって血管及び神経を損傷した。同日、膝窩動脈、膝窩静脈を吻合、同月6日に脛骨神経の縫合する手術を行い、6月25日に退院となった。

退院後、投薬、リハビリテーションを続けたが、術後1年を経過時点で、左足趾筋力低下及び左足底知覚低下の後遺障害が残存することとなった。症状固定として和解交渉を開始し、令和元年7月30日に市議会の議決が得られることを条件に和解案が整った。

2. 損害賠償の額

解決金 金5,500,000円

3. 損害賠償の相手方

東浦町在住 50歳代女性

4. 事故の原因と再発防止策

医師のレトラクターの設置が不適切であったことが原因である。手術にあたっては、次の点を徹底するように、指導、周知を行った。

- ① レトラクターの設置を確実にを行うために、脛骨近位後面の展開を外側まで十分に行う。
- ② 骨切りは神経、血管が脛骨からより離れるように膝屈曲位で行う。